

大谷學報

第五十八卷 第一号

昭和五十三年六月三十日発行

非僧非俗の儀……………廣瀬 杲 (1)

プラトン『リュシス』の友愛観……………箕浦 恵了 (11)

法宝における涅槃経解釈の特質……………木村 宣彰 (25)

天理図書館蔵 宗鑑自筆

誹諸連歌抄の構成について……………井口 壽 (38)

名畑應順先生を偲ぶ……………細川 行信 (51)

昭和五十二年卒業論文題目一覧…………… (56)

彙 報…………… (73)

「八句念仏」諸譜と旋律の形態……………岩田 宗一 (I)

—甲様の場合—

大 谷 大 学

大 谷 学 会

大谷学報 第五十七卷 第三号

芭蕉の聴覚……………山本 唯一

元朝仏教の様相……………藤島 建樹

——中峯明本をめぐる居士たち——

十二分教と三蔵・二蔵との……………舟橋 尚哉

相撰関係について……………舟橋 尚哉

——「大乘莊嚴經論」「大乘阿毘達磨集論」
「瑜伽論」を中心として——

親鸞と危機意識……………安富 信哉

——回心の前景——

新版『ジャン・サントゥイユ』の……………加来 一丸

リラについて……………加来 一丸

春季公開講演会要旨

無我と縁起の理解をめぐる……………大谷大学 教授 武邑 尚邦

——仏教者の現代への提言——

ドイツ近代抒情詩の変遷……………大谷大学 教授 谷 友幸

博士學位論文審査要旨

大谷学報 第五十七卷 第四号

「無始時来」の原語と思想……………佐々木現順

——*anamatagga* ㄋ *andikata*——

親鸞の朋友観……………大門 照忍

広宣上人考(下)……………平野 顕照

——唐代詩僧伝——

歴史と宗教現象の動態……………古賀 武麿

——歴史解釈の方法論的序論——

中世末期における……………

熊野那智本願について……………豊島 修

——青岸渡寺文書を中心に——

大谷学会研究発表会要旨

昭和五十二年寄贈交換誌目録

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

CONTENTS

Articles :

The Life of 'Neither Monk nor Layman'.....*Takashi Hirose* (1)

The Understanding of Fraternity in Plato's *Lysis*
.....*Eryō Minoura* (11)

Characteristics of Fa-pao's Interpretation of the
Nieh-p' an ching.....*Senshō Kimura* (25)

The Structure of the *Haikai-Renga-shō* written by
Sōkan Himself
—preserved in the Tenri University
Library—.....*Hisashi Iguchi* (38)

In Memory of Rev. Ōjun Nabata*Gyoshin Hosokawa* (51)

Musical Notation for *Hakku Nembutsu* and their
Melodic Forms
—An Example of Form KŌ—.....*Soiti Iwata* (1)

Miscellaneous

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

大谷学会規程

第一条 大谷大学に大谷学会を置く。

第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・史学・文学並びにこれに関連する學術の研究と、その發表をおこなうことを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。

- 一、季刊「大谷学報」の発行
- 二、「大谷大学研究年報」の発行
- 三、研究会及び公開講演会の開催
- 四、その他必要な事業

第四条 1、本会は大谷大学大学院・文学部並びに短期大学のすべての教育職員及び学生をもって会員とする。

2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員となることができる。

第五条 本会に左の役員を置く。

- 一、会長
- 二、委員

第六条 会長には大谷大学学長が当り、

会務を統理する。

第七条 1、委員は十名とし、教授会において互選する。

2、委員は企画・編集・出版等の会務を掌理する。

3、委員の任期は二年とする。但し再任をさまたげない。

第八条 会員は本会の出版物にその研究を發表し、「大谷学報」並びに「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。

第九条 会員の会費は年額金壹千五百円とする。

第一〇条 1、本会の経費は会費をもつてこれに当てる。

2、本会の必要経費については、助成金を受けることができる。

第十一条 本会の事務は、教務課の所管とする。

第十二条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

附則 1、この規程は昭和四十八年

四月一日から施行する。

2、昭和三十七年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廃止する。

大谷学会役員

委員

岩見 至 大屋 憲一
柏原 祐泉 佐々木教悟
長崎 法潤 名畑 崇
広瀬 英一 藤原 幸章
箕浦 恵了 山本 唯一

昭和五十三年六月三十日発行

大谷学会

編集兼 廣 瀬 泉
発行者

印刷者 西村 七兵衛

京都市北区小山上総町
大谷大学内

発行所 大谷学会

振替 京都 一八三九三番
電話 〇七五 四三二一三三番
郵便 番号 六〇三